

適切な救急医療の利用について考えよう!

～9月9日は「救急の日」・9月7日から13日は「救急医療週間」～

「救急の日」の9月9日を含む9月7日から13日までの1週間は「救急医療週間」です。
 救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として制定されました。
 この「救急の日」及び「救急医療週間」を機会に、適切な救急医療の利用について考えてみましょう。

○上三川町の救急医療体制○

救急医療は症状に応じて、次の3段階の体制がとられています。比較的症状が軽い場合は、まずは一次救急医療機関を受診してください。

	指定医療機関
一次(初期)救急医療機関 比較的軽い症状で入院や手術が必要ない患者の受入医療機関 (入院の必要がある方は、二次救急医療機関に搬送されます。)	・小山地区夜間休日急患センター(下欄参照) ・休日急患歯科診療所 ・在宅当番医・・・1日2医療機関が当番制で対応 [杉村病院・小山整形外科内科・光南病院・石橋総合病院] [小金井中央病院・野木病院]
二次救急医療機関 入院を必要とする患者の受入医療機関 (より重傷の場合は、三次救急医療機関に搬送されます。)	・病院群輪番制病院 [新小山市民病院・石橋総合病院・光南病院・杉村病院] [小金井中央病院・自治医科大学附属病院救命救急センター] ・小児二次救急医療支援事業病院 [新小山市民病院・自治医科大学附属病院救命救急センター]
三次救急医療機関 入院や手術を必要とする重症な患者の受入医療機関	・自治医科大学附属病院救命救急センター

○安心して救急医療を受けるために○

夜間や休日に「日中より空いている」「仕事を休まないですむ」などの理由で、救急医療機関に受診すると救急外来が混み合い、本当に治療が必要な方への対応が遅れてしまう恐れがあります。そこで、そのような受診は控えるとともに、誰もがいつでも安心して救急医療を受けられるように、普段から次の3つのことを心がけてください。

- ①かかりつけ医(医科・歯科)をもちましょう
- ②できるだけ日中の診療時間内に受診しましょう
- ③救急車は本当に必要な時だけ利用しましょう

救急医療を本当に必要とする人のために、救急車及び救急医療機関の適切な利用をお願いします。

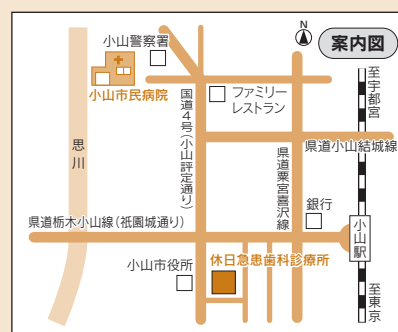
▶問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎(56)9133

小山地区夜間休日急患センター

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。
- 診療開始直後は混み合うことがあるため、待ち時間が長くなりますのでご了承ください。

場所＝小山市若木町1-1-5(小山市民病院内1階北西部) ☎0285-23-6832

	診療科目	受付時間
平日夜間	内科・小児科	午後7時～午後10時
休日夜間	内科・小児科・外科	午後6時～午後9時
休日昼間	内科・小児科・外科	午前10時～正午・午後1時～午後5時



9月1日は、「防災の日」です

「防災の日」は、1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災にちなんだものであり、「災害への備えを怠らないように」との戒めも込められています。

毎年、9月ごろには、台風が発生することが多い時期にあたります。

災害はいつやってくるかわかりません。被害を最小限とするために、平常時には災害に備え、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切です。

○事前の安全対策

- ・気象情報を注意してよく聞きましよう。
- ・あらかじめ避難場所や避難経路を確認しておきましょう。
- ・屋根、煙突、アンテナ、看板、板塀などの点検・補強を実施しましょう。
- ・ベランダや家回りの鉢植え、物干しなど飛散の危険が高い物は室内へ取り込みましょう。
- ・側溝のゴミや土砂をとり除き、雨水の排水をよくしておきましょう。

○緊急時に備えた対策

- ・暴風や豪雨で屋外が危険と予想される時は、外出を避けましょう。
- ・停電に備えて懐中電灯、携帯ラジオの準備をしておきましょう。
- ・緊急避難に備えて非常持ち出し品の準備をしておきましょう。
- ・断水などに備えて、飲料水などを確保しておきましょう。
- ・危険を感じたり、避難の勧告や指示があった場合は、迅速に指定の避難場所へ避難しましょう。
- ・自力で避難することが難しいときに備えて助けを求める連絡先を確認しておきましょう。
- ・近所の方々と協力して、高齢者、障がい者等いわゆる災害時に支援が必要な方々の避難や連絡方法などを話し合っておきましょう。

▼問い合わせ先

総務課 交通防災係

☎ 9115



【熱中症対策のポイント】服装は、体をしめつけない涼しい服装を心がけましょう。

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識⑩

○だまされないで！オレオレ詐欺

オレオレ詐欺は、子や孫などを装って電話があり、「風邪をひいてのどの調子が悪い」と声の違いを怪しまれないように言い訳してから、「会社のお金が入ったかばんをなくした」「会社のお金を使い込んでしまった」「女性を妊娠させてもめている」などのトラブルを理由にお金を要求します。

あらかじめ「携帯電話番号が変わった」「会社の携帯電話番号だから」と、犯行用の携帯電話番号を伝えておくこともあります。

トラブルを告げる際は、「他の人には言わないで」「今日中に必要だから」などと切羽詰まった状況を演出し、冷静な判断を妨げようとしています。また、「銀行で何に使うお金かと聞かれたら、家のリフォーム代と言つこ」などと言われることもあります。「自宅にお金を取りに行く」「駅までお金を持って来てほしい」「宅配便やレターパックで送つて」などと手口が巧妙化しています。

対処のポイントとして

・「携帯電話番号が変わった」という連絡は要注意、「変わる前」の電話番号にかけて確認する。

・どんな理由でも、電話でお金を要求されたら詐欺を疑う。

・慌てて冷静な判断ができなくなつては犯人の思いつき、落ち着いて誰かに相談しましょう。

・留守番電話の設定にして電話番号に心当たりがないときは電話に出ないのも一つの方法。

詳しくは上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時

月～金(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談連絡先

上三川町消費生活センター

☎ 9153